資料4

令和３年度（2021 年度）エゾシカの可猟区域及び期間等について

１　手続に係る根拠（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「法」という。））

（１）エゾシカ捕獲の取扱い（環境大臣による制限）

期間の限定　　10 月１日～翌年１月 31 日（法第 11 条第２項）

（２）一部の区域等で捕獲を禁止する場合（法第 12 条第２項）

法第 12 条第６項の規定に基づく法第４条第４項及び法第７条第５項の準用により、審議会及び利害関係人の意見を聴くこととされている。

（３）期間延長する場合（法第 14 条第２項）

法第 14 条第４項の規定に基づく法第４条第４項及び法第７条第５項の準用により、審議会及び利害関係人の意見を聴くこととされている。

２　基本的な考え方

北海道のエゾシカの個体数削減のため、狩猟においてもメスジカの捕獲数をできる限り確保する必要があることから、引き続き、メスジカ捕獲には制限を設定しないこととする。また、メスジカの捕獲を推進するため、12 月１日以降の銃猟によるオスジカの捕獲頭数の制限を継続する。

３　可猟区域及び期間等

（１）可猟区域

エゾシカ可猟区域は、離島及び次の区域を除いた区域とする。

①　鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律により捕獲が禁止されている鳥獣保護区、その他生態系の保護又は住民の安全の確保若しくは静穏の保持が特に必要な区域

②　生態系への影響回避等の観点から、可猟区域から除外する区域

ア　知床半島基部の一部

イ　国有林野管理経営規定等に基づく保護林及び緑の回廊の区域（一部地域を除く。）

ウ　道有林の一部

（２）可猟期間

環境大臣が定める北海道における可猟期間は 10 月１日から翌年１月 31 日までであるが、エゾシカの生息数の増加及び生息区域の拡大を抑えるためには、狩猟による捕獲の機会を最大限に確保する必要があることから、可猟期間を３月 31 日まで延長する。

ただし、西興部村猟区及び占冠村猟区のほか、許可捕獲により効率的に捕獲を進める必要があるなど、地域の実情に応じて調整が必要と認められる市町村については、延長の期間を個別に設定する。

また、農耕地等における事故防止等の観点から規制が必要な地域においては、10 月１日から 10 月 22 日までの期間はエゾシカの狩猟を禁止し、10 月 23 日を開始日とする。

なお、斜里町の一部地域においては、捕獲効率の向上を目的として、可猟期間に中断期間を設けることとする。

	A 区域	B 区域	C 区域	D 区域	E 区域 ※1	猟区 ※2
R2	10/1 ~ 3/31	10/24 ~ 3/31	10/24 ~ 2/28	10/24 ~ 1/31	10/24 ~ 1/3 1/16 ~1/31 2/13 ~ 2/28	9/15 ~ 4/15
R3	**10/1 ~ 3/31**	**10/23 ~ 3/31**	**10/23 ~ 2/28**	**10/23 ~ 1/31**	**10/23 ~ 1/2** **1/15 ~ 1/31** **2/11 ~ 2/28**	**9/15 ~ 4/15**

※１　斜里町の一部（中断期間の設定）

※２　西興部村猟区及び占冠村猟区

（3）捕獲数の制限

メスジカの捕獲を推進するため、12 月１日以降の銃猟によるオスジカの捕獲については、一人１日当たり１頭までとする。

4　銃猟の自粛区域

希少猛禽類の繁殖への影響をできるだけ回避するため、多くの営巣地が存在する宗谷管内の一部については、2 月～3 月を銃猟の自粛区域とする。

5　前年度（令和２年度（2020 年度））との変更点

（1）Ｂ、Ｃ、Ｄ区域及びＥ区域の可猟開始日を土曜日とするため、10 月 23 日に変更。

（2）Ｅ区域において、可猟期間に土・日曜日及び祝日をできる限り含めるよう、中断期間を変更。

（3）後志管内の神恵内村、積丹町、古平町の可猟期間について、３町村における協議経過や地域における農業生産等の実態を踏まえ、Ａ区域（10/1～3/31）からＢ区域（10/23～3/31）に変更。

（4）釧路管内の弟子屈町の可猟期間について、可猟期間の延長により、期間の終了日を地域で統一できることから、Ｃ区域（10/23～2/28）からＢ区域（10/23～3/31）に変更。

令和３年度（2021 年度）エゾシカ可猟区域及び期間

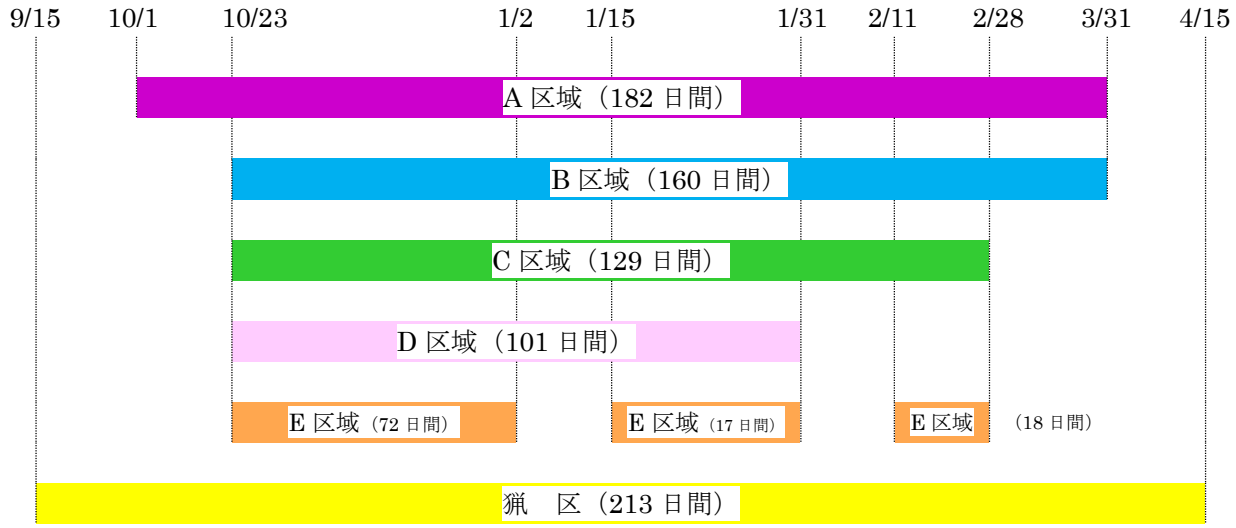

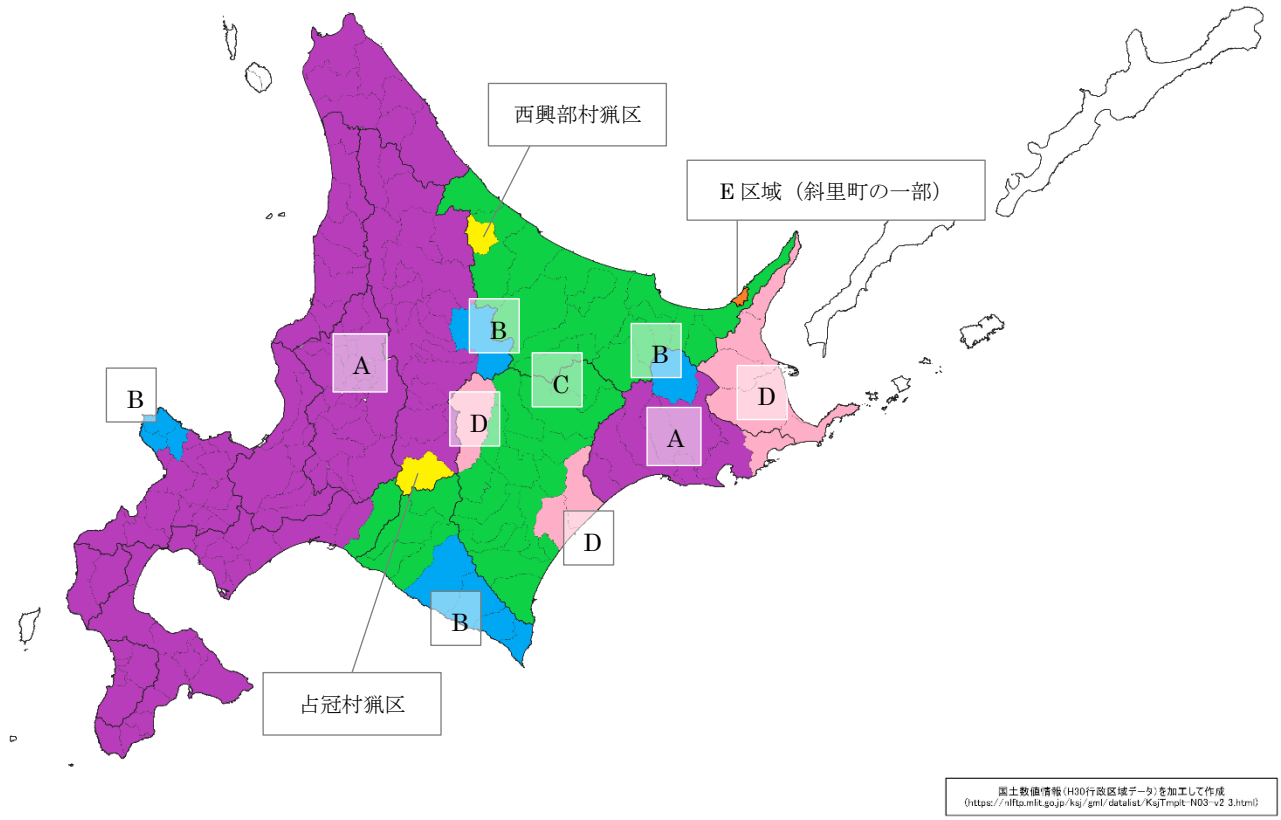

A 区域	B 区域	C 区域	D 区域	E 区域	猟区
10/1 ~ 3/31	10/23 ~ 3/31	10/23 ~ 2/28	10/23 ~ 1/31	10/23 ~ 1/2 1/15 ~ 1/31 2/11 ~ 2/28	9/15 ~ 4/15

※　一人１日あたりの捕獲上限　制限なし
（ただし、オスジカは、12 月以降の銃猟については一人１日あたり１頭）

（写）

自　然　第　７９９　号
令和３年（2021年）７月２７日

北海道環境審議会
　会長　中村　太士　様

北海道知事　鈴木　直道

令和３年度（2021年度）エゾシカの可猟区域及び期間等について（諮問）

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第１２条第６項及び第１４条第４項において準用する法第４条第４項の規定に基づき、令和３年度（2021年度）エゾシカの可猟区域及び期間等について諮問します。

＜諮問の理由＞

道では、エゾシカの適正な個体数管理を図るため、エゾシカの生息数、事故防止及び生態系への影響等を踏まえ、令和３年度（2021年度）エゾシカの可猟区域及び期間等を定める必要があることから、意見を求めるものです。

（環境生活部環境局自然環境課）

(写)

環境審第７号
令和３年（２０２１年）７月２７日

北海道知事　鈴木　直道　様

北海道環境審議会会長　中村　太士

令和３年度（2021年度）エゾシカの可猟区域及び期間等について(答申)

令和３年７月２７日付け自然第７９９号で諮問のありましたこのことについて、慎重に審議した結果、原案を適当と認める旨決議したので答申します。